

大阪市告示第553号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第6項の規定に基づき、包括外部監査契約（以下「契約」という。）の締結に関する事項を、次のとおり告示する。

令和7年4月15日

大阪市長 横山英幸

1 契約期間の始期

令和7年4月1日

2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

監査に要する費用の額は15,000,000円を上限とし、次の(1)及び(2)を加えた金額とする。

(1) 基本費用

(2) 執務費用及び実費

次のとおり算定した金額とし、監査に要する費用の限度額より基本費用を差し引いた額を以って上限とする。

ア 執務費用

基本執務費用及び外部監査人補助者執務費用を加えた金額とする。

イ 実費

旅費、関係人出頭費用及び印刷製本費等を加えた金額とする。

3 契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 岩井 正彦

住所 大阪府枚方市池之宮1丁目14番23号

4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法

監査に要する費用は、原則として、監査に関する報告提出後に一括して支払うものとする。

（行政委員会事務局監査部監査課）